

岩国市監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 26 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 桑 田 勝 弘

## 1 監査の対象

健康福祉部 社会課（法人監査・福祉政策室）、障害者支援課（太陽の家）、こども支援課（こども相談室、各保育園、こども館、わかば児童館、しゅうとう児童館）、健康推進課（子育て世代包括支援センター）、保険年金課、介護保険課、高齢者支援課（地域包括支援センター、静風園）、地域医療課（本郷診療所）

## 2 監査の実施期間

令和元年12月9日から令和2年1月15日まで

## 3 監査の手続

監査に当たっては、主として令和元年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

## 4 監査の結果

令和元年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。